

恩給関係費

(I) 決算の概要

令和5年度における恩給関係費の予算現額は 97,303,782千円

であって、その内訳は

歳出予算額	96,882,872千円
{ 当初予算額	96,966,341千円
{ 予算補正追加額	284,045千円
{ 予算補正修正減少額	367,514千円
前年度繰越額	420,910千円

であり、予算補正追加額は、デフレ完全脱却のための総合経済対策の一環として、国民の安全・安心を確保するため施行する昭和館の施設整備に必要な経費等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、遺族及び留守家族等の援護に必要な既定予算の不用額等を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 88,774,820千円

翌年度繰越額は 294,965千円

不用額は 8,233,996千円

であって、翌年度繰越額は、厚生労働省所管の施設整備費において、計画に関する諸条件により事業の実施に不測の日数を要したため、年度内に支出を終わらなかったこと等によるものであり、不用額は、総務省所管の恩給費において、普通扶助料及び公務関係扶助料の受給者が予定を下回ったこと等により、旧軍人遺族等恩給費を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差 引 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
文官等恩給費	4,825,939	4,825,939	4,528,491	—	297,447	93
国会議員互助年金	1,668,159	1,668,159	1,531,368	—	136,790	91
文官等恩給費	2,202,280	2,202,280	2,041,622	—	160,657	92
文化功労者年金	955,500	955,500	955,500	—	—	100
旧軍人遺族等恩給費	85,193,844	85,193,844	77,678,911	—	7,514,932	91
普通扶助料	64,186,753	64,186,753	59,057,488	—	5,129,264	92
公務関係扶助料	16,171,450	16,171,450	14,535,381	—	1,636,068	89
その他	4,835,641	4,835,641	4,086,040	—	749,600	84
恩給支給事務費	520,078	520,078	474,610	—	45,467	91
遺族及び留守家族等 援護費	6,343,011	6,763,921	6,092,807	294,965	376,148	90
戦傷病者戦没者遺 族年金等	4,320,712	4,347,319	3,894,231	283,172	169,915	89
遺族年金	1,369,872	1,369,872	1,299,729	418	69,724	94
遺族給与金	1,026,219	1,031,193	1,033,794	2,934	△ 5,535	100
障害年金	976,855	976,855	915,777	—	61,077	93
その他	947,766	969,399	644,930	279,820	44,648	66
戦傷病者等療養給 付	224,567	618,870	602,106	6,032	10,731	97

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差 引 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
特別給付金等支給 事務費	737,173	737,173	599,128	—	138,044	81
中国残留邦人等支 援事業費	1,059,933	1,059,933	996,715	5,761	57,456	94
戦傷病者等無賃乗 車船等負担金	626	626	625	—	0	99
計	96,882,872	97,303,782	88,774,820	294,965	8,233,996	91

また、令和元年度から令和5年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
文 官 等 恩 給 費	7,233,530	6,437,400	5,774,392	5,083,875	4,528,491
国会議員互助年金	1,867,364	1,778,227	1,712,083	1,613,246	1,531,368
文 官 等 恩 給 費	4,487,665	3,752,672	3,127,808	2,525,629	2,041,622
文化功労者年金	878,500	906,500	934,500	945,000	955,500
日 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	184,651,211	153,277,534	125,511,408	100,296,838	77,678,911
普 通 扶 助 料	132,823,581	112,251,269	93,327,236	75,765,587	59,057,488
公 務 関 係 扶 助 料	36,445,047	29,445,740	23,772,402	18,608,417	14,535,381
そ の 他	15,382,583	11,580,523	8,411,768	5,922,832	4,086,040
恩 給 支 給 事 務 費	927,663	737,622	697,530	530,149	474,610
遺 族 及 び 留 守 家 族 等 援 護 費	9,365,318	8,789,711	7,783,023	6,786,667	6,092,807
戦傷病者戦没者遺族年 金等	7,552,750	6,565,452	5,539,317	4,662,151	3,894,231
遺 族 年 金	1,670,746	2,831,862	2,244,987	1,723,681	1,299,729
遺 族 給 与 金	3,519,421	1,594,965	1,383,557	1,217,539	1,033,794
障 害 年 金	1,823,104	1,485,548	1,304,789	1,128,554	915,777
そ の 他	539,479	653,076	605,982	592,375	644,930
戦傷病者等療養給付	232,694	207,966	217,233	351,238	602,106
特別給付金等支給事務 費	532,259	1,029,477	1,029,330	778,815	599,128
中国残留邦人等支援事 業費	1,038,604	980,093	994,230	994,064	996,715
戦傷病者等無賃乗車船 等負担金	9,008	6,722	2,911	397	625
計	202,177,723	169,242,269	139,766,355	112,697,529	88,774,820

(II) 経費の概要及び事業実績

(1) 文官等恩給費

この経費は

- (イ) 「国会議員互助年金法を廃止する法律」(平18法1)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の「国会議員互助年金法」(昭33法70)等に基づいて、退職した国会議員及びその遺族に支給する年金
- (ロ) 「恩給法」(大12法48)等に基づいて、退職した文官、教育職員、警察監獄職員及び待遇職員並びにこれらの遺族に支給する年金
- (ハ) 「文化功労者年金法」(昭26法125)に基づいて、文化の向上発展に関し特に功績顕著な者を顕彰するために支給する年金

に要した経費である。

実績では、文官等恩給費として4,528,491千円を支給した。

年金等の新規裁定による増加、失権に伴う減少等を織り込んで算定した受給者数の予定と実績は、次のとおりである。

(単位 人)

区 分	受 給 者 数		区 分	受 給 者 数	
	予 定	実 績		予 定	実 績
国会議員互助年金	600	518	そ の 他	315	288
普通退職年金	290	240	文化功労者年金	279	273
遺族扶助年金	310	278	人文科学部門	—	42
互助一時金	—	—	自然科学部門	—	93
文官等恩給	2,178	1,893	文芸部門	—	20
普通扶助料	1,863	1,605	芸術その他の部門	—	118

(2) 旧軍人遺族等恩給費

この経費は、「恩給法」等に基づいて、旧軍人及びその遺族等に支給する普通恩給、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、普通扶助料、公務扶助料、特例扶助料、傷病者遺族特別年金、一時恩給及び一時金に要した経費である。

実績では、旧軍人遺族等恩給費として77,678,911千円を支給した。

旧軍人遺族等恩給の新規裁定による増加、失権に伴う減少等を織り込んで算定した受給者数の予定と実績は、次のとおりである。

(単位 千人)

区 分	受 給 者 数	
	予 定	実 績
普通扶助料	103	90
公務関係扶助料	9	8
そ の 他	7	6
計	119	105

(3) 恩給支給事務費

この経費は、文官、旧軍人及びその遺族等に対する恩給並びに国会議員互助年金の支給事務等を処理するために要した経費である。

実績では、恩給支給事務費として474,610千円を支出した。

(4) 遺族及び留守家族等援護費(実績額6,092,807千円)

この経費は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(昭27法127)に基づく遺族年金の支給等、「戦傷病者特別援護法」(昭38法168)に基づく療養の給付等、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平6法30)に基づく中国残留邦人等に対する一時金の支給等に要した経費であり、執行結果の概要は、次のとおりである。

(イ) 戦傷病者戦没者遺族年金等

「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づく遺族年金、遺族給与金等及びこれらの裁定事務等として3,894,231千円を支出した。

(遺族年金受給者数(軍属・軍人))

(単位 人)

区 分	4年度末人員	5年度末人員
先 順 位 者	894	707
後 順 位 者	1	—
計	895	707

(遺族給与金受給者数(準軍属))

(単位 人)

区 分	4年度末人員	5年度末人員
先 順 位 者	803	697
後 順 位 者	1	2
計	804	699

(障害年金受給者数)

(単位 人)

区 分	4 年 度 末 人 員			5 年 度 末 人 員		
	軍属・軍人分	準軍属分	計	軍属・軍人分	準軍属分	計
特 別 項 症	2	—	2	1	—	1
第 1 〃	1	5	6	1	5	6
第 2 〃	2	10	12	2	8	10
第 3 〃	4	23	27	3	17	20
第 4 〃	3	47	50	3	41	44
第 5 〃	8	64	72	7	54	61
第 6 〃	1	40	41	1	38	39
第 1 款 症	6	27	33	4	24	28
第 2 〃	4	47	51	3	36	39
第 3 〃	4	48	52	2	37	39
第 4 〃	—	36	36	—	30	30
第 5 〃	2	75	77	2	66	68
計	37	422	459	29	356	385

(ロ) 戦傷病者等療養給付

「未帰還者留守家族等援護法」(昭28法161)に基づく留守家族手当等及びこれらの支給事務、「未帰還者に関する特別措置法」(昭34法7)に基づく弔慰料及びこれらの支給事務並びに「戦傷病者特別援護法」に基づく療養の給付及びこれらの給付事務等として602,106千円を支出した。

(療養患者数)

(単位 人)

区 分	入 院	通 院	計
4 年 度 末 患 者 数	—	24	24
5 年 度 末 患 者 数	—	15	15

(補装具の支給・修理状況)

(単位 件)

区 分	支 給	修 理	計
元 年 度	19	14	33
2 年 度	17	5	22

(単位 件)

区	分	支 給	修 理	計
3	年 度	16	9	25
4	年 度	12	9	21
5	年 度	5	6	11

(戦時死亡宣告審判申立及び確定者数)

(単位 人)

区	分	審 判 申 立			審 判 確 定		
		未復員者	未帰還邦人	計	未復員者	未帰還邦人	計
元	年 度	—	—	—	—	—	—
2	年 度	—	—	—	—	—	—
3	年 度	—	—	—	—	—	—
4	年 度	—	—	—	—	—	—
5	年 度	—	—	—	—	—	—

(ハ) 特別給付金等支給事務費

「引揚者給付金等支給法」(昭32法109)、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭38法61)、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」(昭40法100)、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭41法109)及び「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」(昭42法57)に基づく特別給付金等の支給事務費として599,128千円を支出した。

(ニ) 中国残留邦人等支援事業費

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく中国残留邦人等に対する一時金の支給等に要した中国残留邦人等支援事業費として996,715千円を支出した。

(永住帰国者等数)

(単位 人)

区	分	3 年 度	4 年 度	5 年 度
永 住 帰 国 者		3	—	3
一 時 帰 国 者 (往 復)		8	10	52
訪 日 調 査 孤 児		—	—	—
そ の 他		6	11	12

(ホ) 戦傷病者等無賃乗車船等負担金

戦傷病者等無賃乗車船等負担のため625千円を支出した。

(戦傷病者等の旅客鉄道株式会社の鉄道等への無賃乗車船者数)

(単位 延人)

区	分	乗車船者数
4	年 度	34
5	年 度	60